

別紙 申請の手引き

1. 申請期間

令和6年4月1日（月）から令和6年6月28日（金）

2. 申請場所

南アルプス市役所 本庁舎2階 政策推進課

3. 交付を受けるために必要な申請

- (1) 認定申請（初年度のみ）
- (2) 交付申請兼請求

4. 認定申請に必要なもの（初年度のみ）

- (1) 南アルプス市奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）
- (2) 大学等を卒業したことを証明する書類
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- (4) 奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5. 交付申請兼請求に必要なもの

- (1) 南アルプス市奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- (2) 奨学金の返還実績を確認できる書類の写し
- (3) 勤務先名、就職年月日及び在職していることを証する書類（在職証明書、労働条件通知書、雇用契約書等）の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税の滞納のない証明書（完納証明書等）
- (6) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

※（4）については、交付申請書兼請求書の裏面に記載されている同意事項に同意された場合、省略することが出来ます。

※認定申請後は認定通知書、交付申請後は交付決定通知書が届きます。交付決定通知書は、10月～11月頃の発送を予定しており、発送後、指定された口座へ速やかにお振込みいたします。

6. 注意事項

次に該当する場合、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して、又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 市長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。